

# 一般社団法人全日本ホテル連盟

## 委員会規程

### (目的)

第1条 定款第37条委員会の規定に基づき設置する委員会については、別に定めるもののほか、この規程による。

2 委員会は、定款第3条に定める本連盟の目的を達成するため、定款第4条に定める本連盟の事業を、理事会の決議を得て、分掌して遂行する。

### (委員会の設置)

第2条 本連盟に、次の委員会を設置する。

(1) 観光立国実現委員会

(2) 地域活性化委員会

(3) 総務委員会

(4) 政策諮問委員会

(5) 研修委員会

(6) 会員増強委員会

2 本連盟の事業活動の課題や意見を提唱、及び会員同士のコミュニケーションを活性化するために、次の部を置く。

(1) 青年部

(2) 女性部

3 第1項の委員会及び前項の部の所掌事務については、別紙「委員会分掌事項」に定める。

4 正会員のほか、準会員・賛助会員は、委員会活動に参加することにより、本連盟の円滑な運営に寄与するものとする。

### (特別委員会の設置)

第3条 前条の委員会のほか、本連盟の事業の円滑な運営を図るため、必要な場合は、理事会の決議を得て、定款第34条(委員会)第1項の規定により、特別委員会を置くことができる。

### (委員)

第4条 委員会の構成は、以下のとおりとする。

委員 10名以内

2 委員の中から、次の役職を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名以内

(3) 委員会事務局長 1名

3 委員会には、担当常任理事が出席することができる。

(委員長の選任)

第5条 委員長は、会長が常任理事と協議の上、推薦し、前任の委員長の任期が終了する年度の3月末までに理事会の決議を得て選任することとし、その就任時期は、次年度の4月からとする。

(委員長以外の選任)

第6条 委員長以外の役職は、正会員及び準会員の中から選任する。

(パートナー)

第7条 委員会の活動への協力、助言等を得ることを目的に、委員会から推薦された賛助会員を理事会での承認を得て、パートナーとして選任することができる。

(委員の職務)

第8条 委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を統括し、委員会その他の会議を招集し、その議長として委員会事業を遂行する。また、理事会において委員会の事業報告を行う。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員会事業を遂行する。又、理事会に委員長が出席できないとき、その代理を行う。
- (3) 委員会事務局長は、本規程第8条で定める委員会の事務局業務を遂行し、委員会で報告を行う。

(委員会事務局)

第9条 委員会事務局は次の業務を行う。

- (1) 委員会の会務の遂行
- (2) 収入・支出に関する帳簿の管理及び報告

(委員会の運営)

第10条 委員会は、毎年度3月までに開催される理事会において、次年度の事業計画案及び収支予算案の承認を得るものとする。理事会への上程に当たっては、常任理事と事前協議を行うものとする。

- 2 委員会は、事業計画を執行する場合には、理事会において計画の詳細、費用の妥当性などについての協議を行い、承認を得るものとする。理事会への上程に当たっては、常任理事と事前協議を行うものとする。
- 3 理事会で決議された事業計画の遂行は、委員長の責任において遂行する。また、事業が完了したときには、理事会で報告を行う。
- 4 理事会で決議された事業計画以外の事業を行う場合、委員会を担当する常任理事が、常

任理事会で協議を行い、その後、理事会の承認を得るものとする。

5 委員会の事業運営費は、本部会計から支出する。委員会は必要に応じ、別途、委員会事業への参加費を会員から徴収することができる。

(委員の任期)

第11条 委員長及び委員の任期は2年とし、選任時から2年以内に終了する事業年度の3月末日までとする。

2 委員長及び委員の代行者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第12条 委員長は、理事会の決議により解任することができる。委員長以外の委員が、次の各号の一に該当するときは、委員会において解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(報告)

第13条 委員会は、理事会において事業報告をしなければならない。また、定時社員総会開催までに事業年度の事業報告及び会計報告、並びに次年度の事業計画案及び収支予算案等を理事会において、報告しなければならない。

(規程の改正)

第14条 本規程の改正は本連盟理事会の決議による。

附 則

1. この規程は、令和5年11月13日から施行する。(令和5年度第5回理事会決議)
2. 強化推進委員会規程(昭和59年11月16日理事会決議)及び委員会設置規程(平成4年11月18日理事会決議)は、廃止する。
3. 令和7年4月22日に一部改正する。(令和6年度第7回理事会承認)令和7年4月1日から施行する。
  - (1) 第2条 委員会の廃止・新設による改正
  - (2) 第5条 委員長の選任の就任時期の改正
  - (3) 第11条 委員の任期の始期・終期の改正
  - (4) 別紙 委員会の廃止・新設による分掌事項の改正
  - (5) その他 定款の改正による役職名の修正

## 別紙 委員会分掌事項

委員会及び部の所掌事務は次のとおりとする。

### 1 観光立国実現委員会

- (1) 内外の宿泊サービスに関する情報、資料の収集及び提供に関すること。<定款第4条(4)>
- (2) 観光立国実現のための海外プロモーションの実施に関すること。
- (3) 観光立国実現のための国内で開催される事業への参加に関すること。
- (4) 観光立国実現に繋がる関係団体との情報交換、活動の連携に関すること。
- (5) 観光立国実現のための勉強会の開催に関すること。
- (6) 委員会所掌に係る事業計画案及び収支予算案の計画策定に関すること。

### 2 地域活性化委員会

- (1) 加盟ホテルに関する情報の内外への提供に関すること。<定款第4条(2)>
- (2) 観光・宿泊に関わる人材の採用・育成並びに外国人雇用の推進に関すること。
- (3) 地域と共生していくよう地域の魅力を発見・発信、活性化に関すること。
- (4) 会員のDX等の情報化推進に関すること。
- (5) 委員会所掌に係る事業計画案及び収支予算案の計画策定に関すること。

### 3 総務委員会

- (1) 定款の改廃に関すること。
- (2) 他の委員会に属さない規程類の作成及び改廃、管理、会員への周知に関すること。
- (3) 連盟全般の内部統制、コンプライアンス遵守の推進に関すること。
- (4) 連盟におけるSDGsの促進のための業務に関すること。
- (5) 連盟事業推進のための組織運営及び事務局に関すること。
- (6) 会員等の慶弔基準の改廃に関すること。
- (7) 災害見舞等に関する取扱基準の改廃に関すること。
- (8) 予算及び決算に関すること。
  - (イ) 予算の編成に関すること。
  - (ロ) 他委員会の計画策定に関する予算の調整に関すること。
  - (ハ) 資産（入会金、会費、賛助会費、その他の収入等）の管理に関すること。
- (9) 入会金、会費、賛助会費等の改定に関すること。
- (10) 職員給与規程、旅費規程、職員退職手当支給規程、役員退職慰労金支給規程及び経理規程の改廃に関すること。
- (11) 関係法令の改廃に伴う周知に関すること。
- (12) 加盟ホテルの施設及び接遇の改善、経営の合理化等に関する調査研究及び指導に関すること。<定款第4条(1)>

- (13) 内外の宿泊サービスに関する情報、資料の収集及び提供に関すること。<定款第4条(4)>
- (14) 連盟事業活動の広報に関すること。
- (15) 委員会所掌に係る事業計画案及び収支予算案の計画策定に関すること。

#### 4 政策諮問委員会

- (1) 関係官庁及び関係機関との連絡協調に関すること。<定款第4条(5)>
- (2) 連盟の重要事項に係る諸課題について、会長又は理事会からの諮問を受け、協議し、提言すること。
- (3) 会員の事業の発展のため、旅館業法等の宿泊産業に関する法令の改正、税制の改正等に関する要望に関すること。

#### 5 研修委員会

- (1) 加盟ホテル従業員の資質の向上に関すること。<定款第4条(3)>
- (2) 加盟ホテルの経営改善のための研修の開催に関すること。
- (3) 加盟ホテルの従業員のための研修の開催に関すること。
- (4) 委員会所掌に係る事業計画案及び収支予算案の計画策定に関すること。

#### 6 会員増強委員会

- (1) 会員間の交流と協力による、連盟の事業活動と組織運営の活性化に関すること。
- (2) 正会員、準会員、賛助会員の新規入会の促進に関すること。
- (3) 新規会員の連盟活動への参加誘因に関すること。
- (4) 宿泊関係業者、旅行業者等と健全な発展のための業務の改善及び促進に関すること。
- (5) 宿泊業者の健全な発展のための指導に関すること。
- (6) 委員会所掌に係る事業計画案及び収支予算案の計画策定に関すること。

#### 7 青年部

- (1) 連盟の持続的発展に資するための組織と個人の成長拡大に関すること。
- (2) 全国規模の連盟会員組織となるための機会づくりに関すること。
- (3) ホテルで働く若手人材の成長、課題の解決に係る業務に関すること。
- (4) 観光宿泊業界で連盟の存在感を増すための活動に関すること。
- (5) 部所掌に係る事業計画案及び収支予算案の計画策定に関すること。

#### 8 女性部

- (1) ホテルで働く女性の問題、悩み等の解決に係る業務に関すること。
- (2) 女性の働き方、活躍及び地位の向上に関する調査、提言に係る業務に関すること。
- (3) 女性メンバー相互の親睦の促進に関すること。
- (4) 部所掌に係る事業計画案及び収支予算案の計画策定に関すること。